

一 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十七万八千二百二十五円

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるものの以外のもを除く。） 八万円

イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの（エキス分が二度以上のもに限る。）

ロ 発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

3 釀造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十二万円

二 果実酒 八万円

4 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。

5 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 合成清酒 十万円

二 みりん及び雑酒（その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。） 二万円

三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円（アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

四 粉末酒 三十九万円

6 前各項の規定の適用に関し、必要な事項は、政令で定める。

第二十四条から第二十七条まで 削除

第二十八条の前に次の章名を付する。

#### 第四章 免税及び税額控除等

第二十八条第三項中「添附する」を「添付する」に改め、同条第四項中「もよりの」を「最寄りの」に改め、同条第七項中「適用区分」の下に「（品目を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十条の二第二項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第四十三条第一項中「種類及び品目に属する」を「品目の」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第三号中「しようちゆう甲類としようちゆう乙類」を「連続式蒸留しようちゆうと単式蒸留しようちゆう」に改め、同項第五号中「種類又は品目」を「品目」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第一項」の下に「、第二項及び第五項」を加え、「リキュール類」を「リキュール」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「連続式蒸留機以外の蒸留機」を「単式蒸留機」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「しようちゆう甲類」を「連続式蒸留しようちゆう」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「種類又は品目」を「品目」に改め、同項を同条第

四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたとき（政令で定める場合を除く。）は、新たに酒類を製造したものとみなす。この場合において、当該混和後の酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

第四十三条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

第四十四条第一項中「第七条第一項但書の規定により免許」を「第七条第一項ただし書の規定により製造免許」に改め、同項ただし書中「免許」を「製造免許」に、「種類又は品目」を「品目」に改め、同条第三項中「取締」を「取締り」に改める。

第四十五条中「外、免許」を「ほか、製造免許」に改める。

第五十条第一項第一号中「第三条第三号ロ」を「第三条第七号ロ」に改め、同項第四号中「第三条第九

号イ、ロ又は二」を「第三条第十五号イ若しくはロ又は第十六号イ」に改め、同項第五号ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項第七号及び同条第二項中「取締」を「取締り」に改める。

第五十四条第一項中「免許」を「製造免許」に改め、同条第二項中「前項と」を「同項と」に改め、同条第三項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に、「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえ当該」を「超え当該」に改め、同条第六項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

第五十六条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「免許」を「販売業免許」に改め、同項第四号中「第四十三条第十項」を「第四十三条第十二項」に改め、同条第三項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

第五十八条第四項及び第五十九条第二項中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

(たばこ税法の一部改正)

第八条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千五百三十六円」を「三千九百六十二円」に改め、同条第二項中「七千七十二円」を「七千九百二十四円」に改める。

附則第二条中「千六百七十九円」を「千八百八十一円」に改める。

(自動車重量税法の一部改正)

第九条 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「ロに」を「ロ及びハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ 二輪の小型自動車 四千五百円

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）」に改め、同条中「含む。」の下に「その他国税庁長官が定める書類」を加える。

第三十一条第二項中「係る納税申告書」を「係る納税申告書等」に改める。

第四十三条第二項中「二に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、

「国税局長」の下に「、税務署長又は税関長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する国税について他の税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。

第四十四条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第四十五条中「規定により税関長が徴収する場合」の下に「若しくは同条第四項」を加える。

第四十六条第一項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十条第二項中「延納」の下に「又は物納」を加える。

第六十四条第一項中「延納」の下に「若しくは物納」を加える。

第六十五条第一項及び第三項第二号中「次条第一項ただし書」の下に「又は第六項」を加える。

第六十六条第三項中「同項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項において準用する前条第四項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額



二 修正申告書の提出又は更正に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

第六十六条に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであるり、かつ、当該期限後申告書の提出が法定申告期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六十七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、前項の規定に該当する納付がされた場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該納付に係る源泉徴収による国税が法定納期限から一月を経過する日までに納付されたものであるときは、適用しない。

第六十八条第二項中「同条第三項」を「同条第五項若しくは第六項」に改め、「納税者に対し」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第三項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え

る。

第七十一条第二項中「同条第十二号の七」を「同条第十二号の六の二」に改める。

第七十七条第五項中「納税申告書」を「納税申告書等」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十一条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三号中「同族会社の」を「同族会社等の」に改める。

第四百四十一条中「を含む。」の下に「第四百四十六条の二及び」を加える。

第四百四十六条の次に次の一条を加える。

（官公署等への協力要請）

第四百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第八十五条中「税関長が徴収する場合、」の下に「同条第四項若しくは」を加える。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十二条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条第一項に規定する免税芸能法人等に該当する相手国居住者等（同項に規定する免税芸能法人等に該当する外国法人で、その支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価（同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。以下この項において同じ。）のうち、当該租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。以下「株主等」という。）である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（以下この項において「株主等所得」という。）を有するもの（以下この項において「免税芸能外国法人」という。）を含む。以下この条において「免税相手国居住者等」

という。)が支払を受ける芸能人等の役務提供に係る対価(免税芸能外国法人にあつては、株主等所得に対応する部分に限る。以下この条において「免税対象の役務提供対価」という。)については、所得税法第二百十二条第一項及び租税特別措置法第四十二条第一項の規定の適用があるものとする。

第三条第二項中「前項に規定する相手国居住者等が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価」を「免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価」に、「当該相手国居住者等」を「当該免税相手国居住者等」に、「当該対価」を「当該免税対象の役務提供対価」に改め、同条第三項中「前項に規定する相手国居住者等が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価」を「免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価」に改め、同条第四項中「(昭和四十四年法律第四十六号)の下に」。以下「租税条約実施特例法」という。」を、「できる場合」の下に「(同条第一項に規定する免税芸能外国法人(以下「免税芸能外国法人」という。)にあつては、当該徴収された所得税の額の全部につき還付を受けることができる場合に限る。)」を、「除く。)」と「の下に」、「給与又は報酬」とあるのは「給与又は報酬(免税芸能外国法人にあつては、租税条約実施特例法第三条第一項に規定する株主等所得に対応する部分を除く。)」と「を加える。」

第三条の二第三項中「（法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合にあっては、株主等に準ずる者）をいう。以下同じ。）を削り、同条第七項中「及び第十二項」を、「第十三項及び第十四項」に改め、同条第九項中「第百八十二条」の下に「第二百五条、第二百八条」を、「第二百九条の三」の下に「第二百十一条」を、「第三項の規定」の下に「（以下この項において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。）」を加え、「当該限度税率が当該配当等」を「当該限度税率（当該限度税率が住民税（道府県民税をいう。以下この項において同じ。）をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項、第七十一条の二十八又は附則第五条の三第一項の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率（当該率が零を下回る場合には、零。以下この項において「控除後限度税率」という。）とする。）が当該特定配当等」に、「これらの規定」を「居住者等の特定配当等に関する規定」に、「配当等につき」を「特定配当等につき」に改め、「適用される限度税率」の下に「（当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。）」を加え、同条第二十二項中「第十一項まで、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項」を「第十二項まで、第十

四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第十三項、第十五項、第十七項又は第十九項」を「第十四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第二号中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第二十四項」に改め、同項第五号中「第三条の二第十九項」を「第三条の二第二十四項」に、「第三条の二第二十四項」を「第三条の二第二十五項第四号」に改め、同項第六号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定給付補てん金等」という。）の下に「に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第二号中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第二十二項」に改め、同項第五号中「第三条の二第十七項」を「第三条の二第二十二項」に、「第三条の二第十八項第四号」を「第三条の二第二十三

項第四号」に改め、同項第六号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定懸賞金等」という。）の下に「に係る一時所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定懸賞金等に係る一時所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第二号中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十八項」に改め、同項第五号中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第十八項」に、「第三条の二第十六項第四号」を「第三条の二第十九項第四号」に改め、同項第六号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定に

かわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 申告不要特定配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定配当等の収入金額とする。
- 二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び



地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」という。）とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定配当等に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税条約実施特例法第三条の二第二十項（申告不要特定配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは

「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第二十項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第二十一項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除

等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要特定配当等に係る課税配当所得の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要特定配当等に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二十項(申告不要特定配当等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条の二第十五項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定収益分配」という。」「の下に「に係る配当所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定収益分配に係る配当所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十

一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十四項各号列記以外の部分中「前項」を「前項後段」に改め、同項第一号中「第三条の二第十三項」を「第三条の二第十六項」に改め、同項第四号中「第三条の二第十三項」を「第三条の二第十六項」に、「第三条の二第十四項第三号」を「第三条の二第十七項第三号」に改め、同項第五号中「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「又は第十項」を「から第十一項まで」に改め、「特定利子」という。）の下に「に係る利子所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定利子に係る利子所得」を加え、「第九項の限度税率」を「適用限度税率」に、「が第十項」を「が第十一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の表の第一百七十二条第一項第一号の項中「又は」を「若しくは」に改め、「外国法人に係る税率」の下に「又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）、第八条の二第一項若しくは第三項（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）、第九条の三（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）、第四十一条の九第一項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）若しくは第四十条の十第一項（定期積金の給付補てん金等の分離課税等）」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の

次に次の二項を加える。

- 14 所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得については、所得税法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が